

これからも住み続けるために

わが家の耐震

『建物の耐震化』が重要です！

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、死者の約9割は住宅・建築物の倒壊による窒息死、圧死であったといわれています。特に昭和56年以前の旧基準で建てられた建物に被害が集中しています。これらを教訓として、地震から自分の命を守るためには、「建物の耐震化」が重要です。

耐震診断、耐震改修に関する支援制度等をご活用ください！

■耐震診断とは

阪神・淡路大震災において、木造住宅の倒壊率は古い住宅ほど高く、老朽化や耐震壁の少なさ、または、配置等バランスのわるさが倒壊の要因であるといわれています。

「耐震診断」は、建物がつもつ構造状態を評価し、耐震性能を判定することです。

■耐震改修とは

耐震診断の結果、改修が必要と判断された住宅の補強計画をたて改修工事を行います。

改修は、基礎・はり・柱・筋かいの補強、耐力壁の増加、屋根の軽量化など様々な方法あります。所有者の要望などを設計者と十分に協議して、改修工事を行うものです。

睦沢町住宅耐震診断・耐震改修等事業補助金

昭和56年5月31日以前に着工された旧基準の住宅が対象となります。

◆耐震診断

一戸建て住宅（簡易診断）	限度額	2万円（1戸あたり）
一戸建て住宅（一般診断）	限度額	8.6万円（1戸あたり）
一戸建て以外の住宅	限度額	40万円（2,000円/㎡以内を限度）

◆耐震改修・建替

住宅（マンションを除く）	限度額	50万円（32,600円/㎡以内を限度）
--------------	-----	----------------------

耐震改修促進税制

住宅の耐震改修を行う場合、補助金に加えて税制上の優遇措置を受けることができます。

◆所得税

- ・対象区域：地域住宅計画の区域、耐震改修促進計画、住宅耐震改修促進計画の区域
- ・控除額：平成25年12月31日までに旧耐震基準（昭和56年以前の耐震基準）により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該工事費（200万円を上限）の10%相当額を所得税額から控除

◆固定資産税

- ・対象区域：制限無し
- ・控除額：旧耐震基準により建設された耐震改修工事（工事費用30万円以上のもの）を行った場合、当該住宅の120㎡相当部分につき、固定資産税額を以下のとおり減額
平成22～24年に工事を行った場合：2年間 1/2に減額
平成25～27年に工事を行った場合：1年間 1/2に減額

※住宅リフォームもあわせて実施したい場合は、融資制度がありますのでお問い合わせ下さい。

お問い合わせ 睦沢町役場 地域振興課

電話 0475-44-2507 FAX 0475-44-1729

e-mail seibi2@town.mutsuzawa.chiba.jp

睦沢町住宅耐震診断・耐震改修等事業補助金交付の流れ

耐震診断

①事前相談

住まいの建築年月日等が判断できる資料または登記簿謄本等を持参下さい。補助事業の対象になるか確認します。

補助金を受けたい場合には、申請に必要な様式をお渡しします。

耐震改修

①耐震改修工事見積依頼

耐震診断（一般診断）の結果、倒壊の危険があると判断された住宅が対象となります。所有者の要望など設計者と十分に協議して、補助金交付要綱に定める地震に対して安全な構造となるよう住宅の補強計画及び見積を業者に依頼します。

②補助金交付申請

所定の様式に、必要事項を記入し町に申請します。町は、補助要件を満たしているか審査します。

③補助金交付決定

補助要件を満たしていれば補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書を送付します。

④耐震診断実施

耐震診断を診断士に依頼します。

診断士の紹介を受けたい方は、町にお問い合わせ下さい。

⑤耐震改修工事実施

業者に依頼し、住宅の補強計画に基づき耐震改修工事を実施します。

⑤耐震診断報告書受領

診断士から、耐震診断報告書及び領収書を受け取ります。

⑤耐震改修工事完了報告書受領

工事業者から、耐震補強工事に関する設計図書、工事写真、工事費用の領収書を受け取ります。

⑥完了実績報告書提出

耐震診断報告書、耐震診断費用の領収書等の写しを添付し、完了実績報告書（様式があります）を提出して下さい。

⑥完了実績報告書提出

耐震改修工事完了報告書、耐震改修工事費用の領収書の写し等を添付し、完了実績報告書（様式があります）を提出して下さい。

⑦補助金額の確定通知

補助金交付要綱に定めた限度額内で補助金額を確定し、確定通知書をお送りします。

⑧補助金の支払い

確定通知書を受領したら、補助金交付請求書（様式があります）を町に提出して下さい。補助金の支払いを行います。

※建替の場合には、地域振興課にお問い合わせ下さい。